明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式五株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

横浜市西区みなとみらい三丁目六番三号

代表取締役　朝田　康幹

カラージップ株式会社

合併につき株券等提出公告

当社は、セコム医療システム株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

札幌市中央区大通東二丁目三番地

代表取締役　布施　達朗

株式会社エムエーシーインターナショナル

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社福岡金文堂と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

福岡市中央区春吉一丁目一四番一四号

代表取締役　山本太一郎

株式会社金星堂書店

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社福岡金文堂と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

佐世保市下京町八番三号

代表取締役　山本太一郎

株式会社金明堂書店

株式移転につき株券等提出公告

当社は、アインバンドホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十二年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県飯塚市菰田西三丁目六番一号

代表取締役　松本　久雄

新筑豊青果株式会社

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石井英範が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

東京都品川区西五反田一丁目一六番六号

チャンピオンビジョンズワールド・インク

日本における代表者　石井　英範

限定承認公告

本籍東京都板橋区若木三丁目一番、最後の住所東京都板橋区若木一丁目四番一〇号若木荘一〇五　被相続人　亡　山磨　豊

右被相続人は平成二十一年五月五日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日

神奈川県川崎市中原区上丸子天神町七三多摩川寮一―一〇四

相続財産管理人　吾妻　謙

限定承認公告

本籍広島市中区東平塚町四七番地の二、最後の住所広島市南区楠那町一三番四号

被相続人　亡　西岡　秋人

右被相続人は平成二十年十一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十六日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日

広島県安芸郡府中町みくまり二丁目一一番三三号

相続財産管理人　寺迫あゆみ

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は適用法令上必要な許認可を条件として、平成二十二年一月二十六日以降の確定した日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。なお、当社は第二種金融商品取引業につきましては引き続き業務を行います。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十二月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

アセット証券株式会社

代表取締役　中川　之夫

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年一月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

株式会社エスアイエイ・ソリューションズ

代表取締役　今里　善生

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一回A号優先出資三千口、第一回B号優先出資四千口及び第二回B号優先出資一万七千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

アテネデベロップメント特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十一年十二月十六日（号外第二六五号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社メディア工房の住所「東京都港区赤坂三丁目二番六号」とあるは「東京都港区赤坂四丁目二番六号」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年十二月二十五日

東京都港区赤坂四丁目二番六号

（甲）株式会社メディア工房

代表取締役　長沢　一男

東京都港区赤坂三丁目二番六号

（乙）株式会社アンクルール

代表取締役　長沢　一男

訂正公告

平成二十一年十二月二十二日（号外第二七〇号）掲載の相続財産管理人　弁護士　下山　修司に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中「最後の住所千葉市稲毛区黒砂台三丁目二番四一号　華ごころ」とあるは「最後の住所千葉市稲毛区黒砂台三丁目二番四一号　華ごころ」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十一年十二月二十五日

扱　店

取消公告

平成二十一年十一月二十五日（号外第二四八号）掲載の優先資本金の額の減少公告及び平成二十一年十一月二十五日（第五二〇一号）掲載の優先資本金の額の減少公告は、予定されていた当社の簡易減資消却の手続が中止になりましたので、取消します。

平成二十一年十二月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・スリー・ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

取消公告

平成二十一年十一月二十五日（号外第二四八号）掲載の優先資本金の額の減少公告及び平成二十一年十一月二十五日（第五二〇一号）掲載の優先資本金の額の減少公告は、予定されていた当社の簡易減資消却の手続が中止になりましたので、取消します。

平成二十一年十二月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・エイト・ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

正　誤

平成二十一年十月二十八日（号外第二百二十九号）公布外務省令第十三号（研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ別表中二十五号欄を削る。

平成二十一年十二月一日法務省告示第五百六十四号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

三ページ四段一一行目から一二行目までを削除する。

◉号外　十二月二十五日付第二七三号
日付政府調達第二三七号一

号一六〇ページ●同日付第二七四号一二八ページ●同

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）